

(2022 年 9 月 1 日公開)

2022 年 10 月 19 日

11 月祭事務局

「屋内企画を体育館で実施する方針に切り替えることの提案について」の詳しい経緯

前回までの報告でも述べたように、大学における学生対応の担当者に対して 11 月祭事務局の担当者が「教室で屋内企画を実施したい」という旨の主張をしたところ、大学における学生対応の担当者の結論は「今年度は教室で企画を行うことは認められず、教室の貸し出しは行えない」というものであった。理由としては以下の 3 点が挙げられた。

- ・多少コロナ禍が収まることを前提としても、大規模な 11 月祭を実施することによって感染が拡大した場合の社会的責任を大学当局が負うことはできないこと。
- ・第 61 回以前の 11 月祭において、教室や備品などの損害や衛生状況が芳しくなく、11 月祭直後の授業期間にも影響を及ぼすものであったため、11 月祭における学生の教室利用態度や 11 月祭における自主管理能力を疑わしく思っているということ。
- ・教室は各部局等で衛生管理を行っていること。
- ・現状の課外活動ガイドラインにおいて、吉田キャンパスにおける多くの教室は、学生への貸し出しが認められていないこと。

これに対して 11 月祭事務局の担当者は以下のような提案をした。

- ・「吉田南総合館・吉田南 1 号館・吉田南 4 号館・総合人間学部棟・法経本館でのみ屋内企画を実施すること」
- ・「11 月期間中は定期的に消毒等を行い、片付け日の清掃も徹底すること」

理由は、上記のような範囲であれば 11 月祭事務局が十分に来場者の把握を行うことができ、国や京都府の感染症ガイドラインを遵守できると判断したからである。また、例年より限定することで事務局のチェックによる高い水準での現場復帰が可能であると考えたためでもある。

これに対する大学における学生対応の担当者の意見は以下のものであった。

- ・会場が広すぎるように感じる。
- ・例年の教室や備品などの損害や衛生状況を踏まえた 11 月祭における学生の教室利用態度を鑑みると、管理できるものではないように感じる。

(別紙 1)

これにより大学当局の結論が変わることはなかったため、11 月祭事務局の担当者が以下のような提案をした。

- ・「吉田南総合館のみで対面有観客の企画を実施し、吉田南 4 号館では無観客の状態で収録やオンライン形式の企画を実施する」

理由は、上記のような実施形態が、屋内企画における京大生の自主的創造的活動が担保される最低限の実施形態であると判断したからである。

これに対する大学における学生対応の担当者の意見は以下のものであった。

- ・有観客での教室利用のために貸し出すことは難しい。
- ・総合館を来場者を把握する範囲に含めることで総合館の研究室から不満が上がるだろう。

これにより大学当局の結論が変わることはなかった。

この時点で大学の担当者と直接話す方が望ましいと考え、11 月祭事務局の担当者が以下のような提案をした。

- ・「11 月祭における教室利用について、国際高等教育院と直接話せる場を設けてほしい」

理由は、大学当局側の都合でこれ以上実施の規模を縮小することは、京大生の自主的創造的活動において致命的であり、11 月祭における屋内企画および教室利用の意義を直接担当者に伝えた上で交渉することが望ましいと判断したからである。

これに対する大学における学生対応の担当者の意見は以下のものであった。

- ・大学との交渉において、学生対応の担当者を窓口としてもらう以外の方法は認めておらず、国際高等教育院における教室管理の担当者と直接交渉することは難しい。

これにより大学当局の結論が変わることはなかったため、11 月祭事務局の担当者が以下のような提案をした。

- ・「吉田南 4 号館でのみ屋内企画を実施する。なお、実施するのは授業と同じ形式である講演系の企画のみであり、企画出展者と来場者の接点は最小限に抑える。」

(別紙 1)

理由は、屋内企画のうち多くは、総合体育館など他の場所での実施で代替できると判断した一方で、講演系の企画は教室のような広く区切られた空間が必須であると判断したからである。

これに対する大学における学生対応の担当者の意見は以下のものであった。

- ・少数であっても有観客での教室利用のために貸し出すことは難しい。

これにより大学当局の結論が変わることはなかったため、11 月祭事務局の担当者が以下のような提案をした。

- ・「吉田南 4 号館のみを用いて、オンライン形式の企画の収録や控え室としてのみ利用する。来場者の入室は認めない。また、屋内企画を総合体育館で実施したい。」

理由は、前回の提案の中で、大学当局の姿勢として、「不特定多数の来場者を入れるために貸し出すのであれば、吉田南 4 号館の教室よりも総合体育館の方が好印象であり、容認できる可能性も吉田南 4 号館よりは高い」というものがあり、総合体育館の 1F を活用できれば講演系の企画もある程度代替できるものにすることが可能であると判断したからである。

これに対する大学における学生対応の担当者の意見は以下のものであった。

- ・体育館で有観客の実施を行うことが容認できる可能性は、実施される規模（企画数や最大同時滞在人数）にもよるが、教室よりは高いとのことである。
- ・来場者を入れないという前提で、吉田南 4 号館を収録用教室や控え室として特別に貸し出しを行うことは前向きに検討できる余地がある。

以上のような経緯を受けて、11 月祭事務局は、「感染拡大状況の如何に関わらず大学当局と合意形成ができた状態で教室での屋内企画を実施することが不可能である」と判断し、全学実行委員会にて「第 64 回 11 月祭において、教室での屋内企画の実施を中止し、教室での実施よりも比較的实现可能性のある、体育館での屋内企画の実施を目指すという方針に切り替える」ことを提案する。

また、従来屋内企画と同様に実施されていた自主制作演劇企画については、機材や舞台設営の都合上体育館での実施が難しいため、第 64 回 11 月祭においては、「11 月祭期間中に無観客下での収録を行い、11 月祭期間中に 11 月祭 Web サイトで公開する(すなわちライブ配信を行い、そのアーカイブも 11 月祭期間中は残す)」という方針に切り替えることを提案する。

(別紙 1)

なお、11 月祭での体育館の利用可能性があることについては既に大学の学生対応の担当者や体育館の施設管理の担当者および体育会幹事長には知らせており、ここで承認が取られた場合は、9/5~9/9 に予定されている企画登録会に向けて円滑に打ち合わせを進められると考えている。